

小樽市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（原案の概要）

国が全国一律で定めていた食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準について、保健所設置市の条例で定めることとなったため、「小樽市食品衛生法施行条例」の一部を改正し、小樽市の基準を定めます。

1 条例改正の必要性、目的

平成23年12月21日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」（平成23年政令第407号）等により食品衛生法施行令及び食品衛生法施行規則の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されました。

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準については、これまで厚生労働省令により定められていましたが、今般の法改正により、保健所設置市の条例で定めることとされたため（1年間の経過措置あり）、小樽市食品衛生法施行条例の一部を改正し、小樽市の基準を定めるものです。

2 条例改正の主な内容と小樽市の考え方

食品衛生検査施設の設備については厚生労働省令で定める基準に従い、食品衛生検査施設の職員の配置については厚生労働省令で定める基準を参酌し、以下のように小樽市の基準として定めることを考えております。

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準

	基準の内容	
	国の基準（食品衛生法施行規則）	小樽市の基準
食品衛生検査施設の設備	<p>（従うべき基準）</p> <p>理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。</p> <p>純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾燥滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。</p>	<p>（従うべき基準）</p> <p>理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。ただし、これらの設備の一部について、これを設けることと同等の効果を有すると認められる措置を市長が講ずるときは、この限りでない。</p> <p>純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾燥滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。ただし、これらの機械及び器具の一部について、これを備えることと同等の効果を有すると認められる措置を市長が講ずるときは、この限りでない。</p>
職員の配置	<p>（参酌すべき基準）</p> <p>検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。</p>	国の基準どおり

※ 食品衛生検査施設とは、食品衛生法の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装等の試験に関する事務を行う施設のことであり、小樽市保健所が該当施設となります。

3 施行期日

平成25年4月1日（予定）